

平成24年9月25日

第2423号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

○道路区域の変更（505・由利地域振興局建設部）…………… 1

## 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 1

## 人事委員会規則

○人事委員会規則7-0（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則…………… 2

## 告 示

## 秋田県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年9月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手大森 大内線	由利本荘市岩野目沢字舟ヶ森22番地1地先から字袖ヶ台41番地2地先まで	5.70~15.90	1.012
	新	横手大森 大内線	〃	10.40~30.60	1.012

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課  
(2) 期間 平成24年9月25日から同年10月9日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ
- 3 代表者の氏名  
菅 原 展 子
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2
- 5 定款に記載された目的  
(旧) この法人は、秋田県内に居住する市民に対して、まちづくりに関する研究・調査・啓発事業等を行い、合わせて行政やさまざまな機関に対して活動に基づく提案等を行い、もって市民と行政との協働のまちづくりを通じて市民参画社会の構築に寄与することを目的とする。  
(新) この法人は、秋田県内における民間非営利組織（NPO）の運営・活動を支援することによって、これらの団体の活動の基盤整備、活性化を図るとともに、NPOと市民、行政、企業との協働を促進し、もって市民参

画社会の構築に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 目的
- (2) 特定非営利活動の種類
- (3) 事業
- (4) 会員の種別
- (5) 役員の職務
- (6) 総会の権能
- (7) 総会の開催
- (8) 総会の表決権等
- (9) 定款の変更

## 人事委員会規則

人事委員会規則七十一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十五日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七十一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

二 教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

附則第二項各号列記以外の部分中「改正条例」を「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年秋田県条例第五十九号。以下「改正条例」という。）」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）